

# 地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業実施要領

平成21年4月22日  
内閣府男女共同参画局長決定

## 1 目的

地域における男女共同参画を今後一層推進するためには、それぞれの地域において、行政、企業、地域団体、住民等の多様な主体が連携・協働しながら、自らの地域の課題を解決するために具体的な活動を展開していくことが、重要となってくる。

それぞれの地域における課題解決に向けた主体的な取組を支援するため、地方公共団体、地域団体、女性関連団体等の求めに応じ、課題解決のための活動の充実、新たなネットワークの構築支援等に際し、適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣することにより地域における男女共同参画促進を支援する。

## 2 アドバイザー派遣の対象

アドバイザーの派遣対象は、地域おこし、まちづくり、観光、就業・再就業、ワーク・ライフ・バランス、介護、高齢者の社会参画・自立支援、子育て、教育、食育、防災、防犯、環境、外国人との共生等地域の実情にあう内容であり(配偶者から暴力被害者支援は除く)、課題解決のための意見交換会、勉強会、シンポジウム、新たなネットワーク構築のための検討会等、地域における男女共同参画の推進に資するものを対象とする。

## 3 アドバイザーの派遣に係る経費

アドバイザーの謝金及び旅費は、内閣府の規定に基づき、内閣府が負担する。ただし、1箇所あたり年3回を限度とする。

アドバイザーの派遣に係る謝金、旅費以外の経費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費等)については、都道府県・政令指定都市、市町村又は派遣を受けた団体の負担とする。

## 4 アドバイザー派遣の申請

### (1) 都道府県からの申請

都道府県は、アドバイザーの派遣を受けようとする当該都道府県及び域内の市区町村及び団体等から派遣希望をとりまとめ、アドバイザー派遣申請書(様式第1号)を派遣対象のセミナー等毎に別葉にして、内閣府男女共同参画局長(以下「局長」という)に提出する。

### (2) 政令指定都市からの申請

政令指定都市は、アドバイザーの派遣を受けようとする当該政令指定都市及び域内の団体等の派遣希望をとりまとめ、派遣申請書を局長に提出する。

### (3) 市区町村からの申請

市区町村は、アドバイザーの派遣申請を受けようとする当該市区町村及び域内の団体等の派遣希望をとりまとめ、当該都道府県を通じて、派遣申請書を局長に提出する。

## 5 アドバイザーの選任

都道府県等は、前項の規定により派遣申請を提出するに当たっては、アドバイザーの候補者が各分野について専門的な知識・経験を有する者として、事業の目的にふさわしい者かどうか確認するとともに、連携・協働する各団体等からの意見を聞くなど適切な人選に努めること。

## 6 アドバイザー派遣の決定

局長は、アドバイザー派遣申請書を審査し、必要性等を勘案し、適当と認められるときには、都道府県等に対して、アドバイザー派遣決定通知書(様式第2号)により通知する。

なお、局長は、派遣を希望する者がアドバイザーとしてふさわしくないと判断した場合等は、都道府県等に対し、是正を求めることができる。

## 7 アドバイザー派遣の実施

派遣が決定した団体は、アドバイザー候補と調整を行い、確定後、アドバイザー派遣実施予定書(様式第3号)に、必要事項を記載し、都道府県等を経由して事業の実施前に局長に提出するものとする。

都道府県等が自らアドバイザーの派遣を受ける場合も、同様にアドバイザー派遣実施予定所(様式第3号)を提出する。

## 8 完了報告

派遣を受けた団体は、事業の終了後、速やかに、都道府県等を経由してアドバイザー派遣事業完了報告書(様式第4号)を局長に提出するものとする。都道府県等は、アドバイザー派遣事業確認書(様式第5号)を完了報告書に添付して局長に提出するものとする。事業完了報告書及び事業確認書は、事業を行った日から10日以内に提出するものとする。

なお、都道府県等自らが、アドバイザーの派遣を受けた場合は、事業確認書(様式第5号)の提出は不要とする。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、内閣府男女共同参画局担当官の指示によるものとする。